

「平成18年度化学物質の排出量・移動量・取扱量」の集計結果

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法・PRTR法)、「埼玉県生活環境保全条例」(特定化学物質の適正管理)に基づき、人や生態系に有害なおそれがある化学物質を一定量以上取り扱う事業者は、毎年度、化学物質の環境中への排出量・取扱量等について届出を行い、行政がその集計結果を公表することになっています。

平成18年度の川口市の集計結果がまとまりましたので、報告します。

1 集計結果の概要

(1) 届出状況

化管法

平成18年度の届出(届出期間：平成19年4月1日から6月30日まで)は90件で、埼玉県は1,711件の届出があり、川口市は埼玉県の5%を占めています。また、平成18年度も昨年度と同様に電子媒体による届出が増加しており、電子届出が事業者に着実に浸透してきています。

埼玉県生活環境保全条例

平成18年度の届出は107件で、埼玉県は1,889件の届出があり、埼玉県の6%を占めています。化管法同様届出数は横ばいですが、新規の事業所からの届出も出ています。

表1 届出状況

項目		年度	届出数				
			H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
化管法	紙面		53	66	60	51	50
	電子媒体	磁気ディスク	6	7	5	4	4
		電子情報処理組織	3	7	26	35	36
	合計		62	80	91	90	90
埼玉県生活環境保全条例			77	95	104	104	107

(2) 地区別届出件数

化管法

南平地区内の事業所からの届出が最も多く22件で、全届出件数の24%、次いで新郷地区が14件で16%、青木地区が12件で13%でした。

埼玉県生活環境保全条例

化管法と同様に南平地区内の事業所からの届出が最も多く27件で、全届出件数の25%、次いで青木地区が17件で16%、新郷地区が15件で14%でした。

表2 地区別届出事業所数

項目 地区	届出数		項目 地区	届出数	
	化管法	埼玉県生活環境保全条例		化管法	埼玉県生活環境保全条例
中央	8	8	神根	5	5
横曽根	9	11	芝	9	11
青木	12	17	安行	3	2
南平	22	27	戸塚	8	11
新郷	14	15	合計	90	107

(3) 業種別届出状況

化管法

燃料小売業(ガソリンスタンド)からの届出が最も多く37件で全届出件数の41%、次いで金属製品製造業が12件で13%でした。

埼玉県生活環境保全条例

化管法と同じく燃料小売業(ガソリンスタンド)からの届出が最も多く36件で全届出件数の34%、次いで自動車整備業が15件で14%、金属製品製造業が12件で11%でした。食料品製造業、木材・木製品製造業については化管法で定める特別用件施設(ダイオキシン特別措置法の特定施設)の事業所しかないため、条例には届出はありません。

表3 業種別届出事業所数

業種名	項目	化管法		埼玉県生活環境保全条例	
		平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
製造業		44	43	45	45
	食料品製造業	1	1	0	0
	木材・木製品製造業	1	1	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1	1
	出版・印刷・同関連産業	8	8	9	9
	化学工業	10	9	11	10
	プラスチック製品製造業	2	2	2	2
	ゴム製品製造業	1	1	1	1
	鉄鋼業	4	4	4	4
	金属製品製造業	12	12	12	12
	一般機械器具製造業	2	2	2	2
	電気機械器具製造業	1	1	2	2
	輸送用機械器具製造業	0	0	0	1
	その他の製造業	1	1	1	1
石油卸売業		1	1	1	1
自動車卸売業		1	1	3	3
燃料小売業		35	37	35	36
洗濯業		1	0	2	2
自動車整備業		5	5	14	15
機械修理業		0	0	0	1
商品検査業		1	1	1	1
一般廃棄物処理業		2	2	2	2
特別管理産業廃棄物処分業		0	0	1	1
合 計		90	90	104	107

2 化管法に基づく市内の化学物質の排出量・移動量について

(1) 届出排出量・移動量

届出された大気や水域への排出量は258トン、事業所の外への移動(廃棄物への移動)や下水道への移動量は780トンであり、排出量・移動量の合計は1,039トンでした。(四捨五入しているため、合計は一致しません)

昨年度と比較した場合、総排出量は11トン、総移動量は60トン、総排出量・移動量の合計で71トンと減少しています。総排出量・移動量は図2のとおり毎年減少しており、その理由として事業者による対象化学物質の使用量の削減、施設の改善、排出抑制や代替物質への転換が進められていること及び、大気汚染防止

法によるVOC排出規制を見据え、事業所が自主的に施設の改善を行ったことが上げられます。

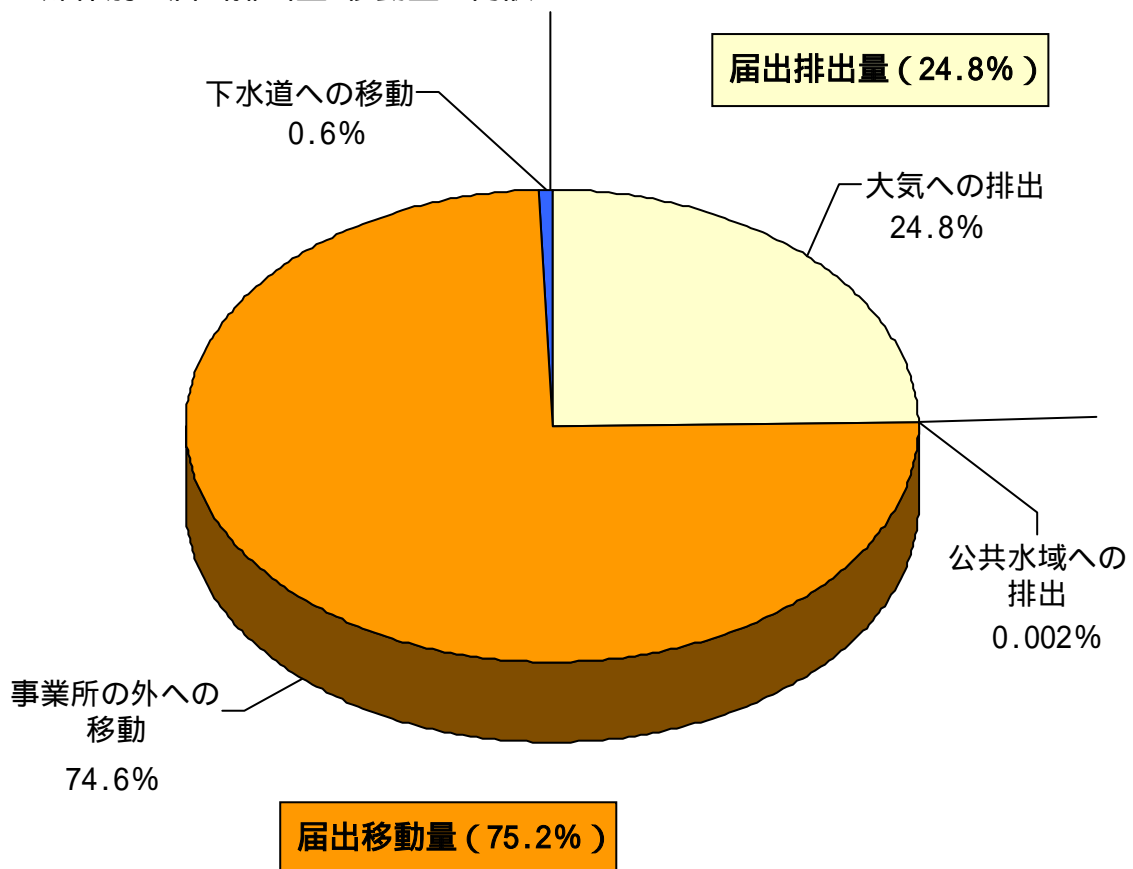
表4 届出排出量・移動量

(単位：トン/年)

項目		年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総排出量	大気への排出		445	269	258
	公共水域への排出		0.03	0.02	0.02
	土壌への排出		-	-	-
	埋立処分		-	-	-
	小計		445	269	258
総移動量	事業所の外への移動 (廃棄物への移動)		1,592	832	775
	下水道への移動		9	9	6
	小計		1,602	840	780
総排出量・移動量			2,047	1,110	1,039

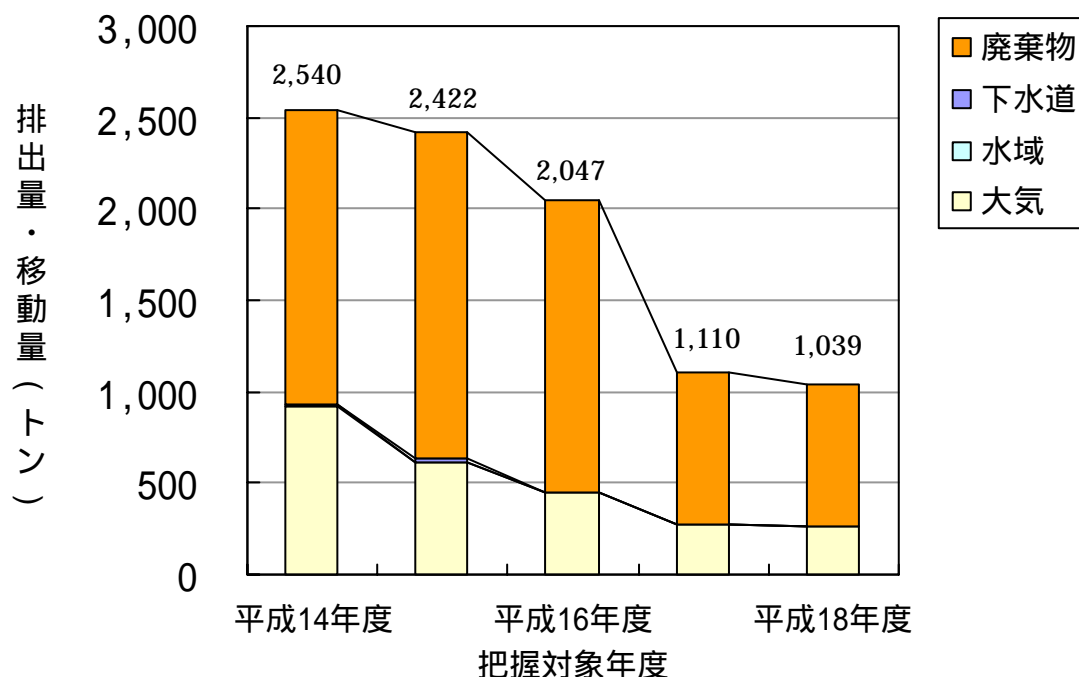
排出量・移動量は小数点第1位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しません。

図1 媒体別の届出排出量・移動量の内訳



それぞれ四捨五入しているため、合計は100%になりません。

図2 届出排出・移動量の推移



(2) 地区別の届出排出量・移動量

南平地区内が最も総排出量・移動量が多く、以下、芝地区、新郷地区でした。昨年度と比較した場合、減少幅で見ると南平地区の減少が最も大きく 54 トン減となっています。

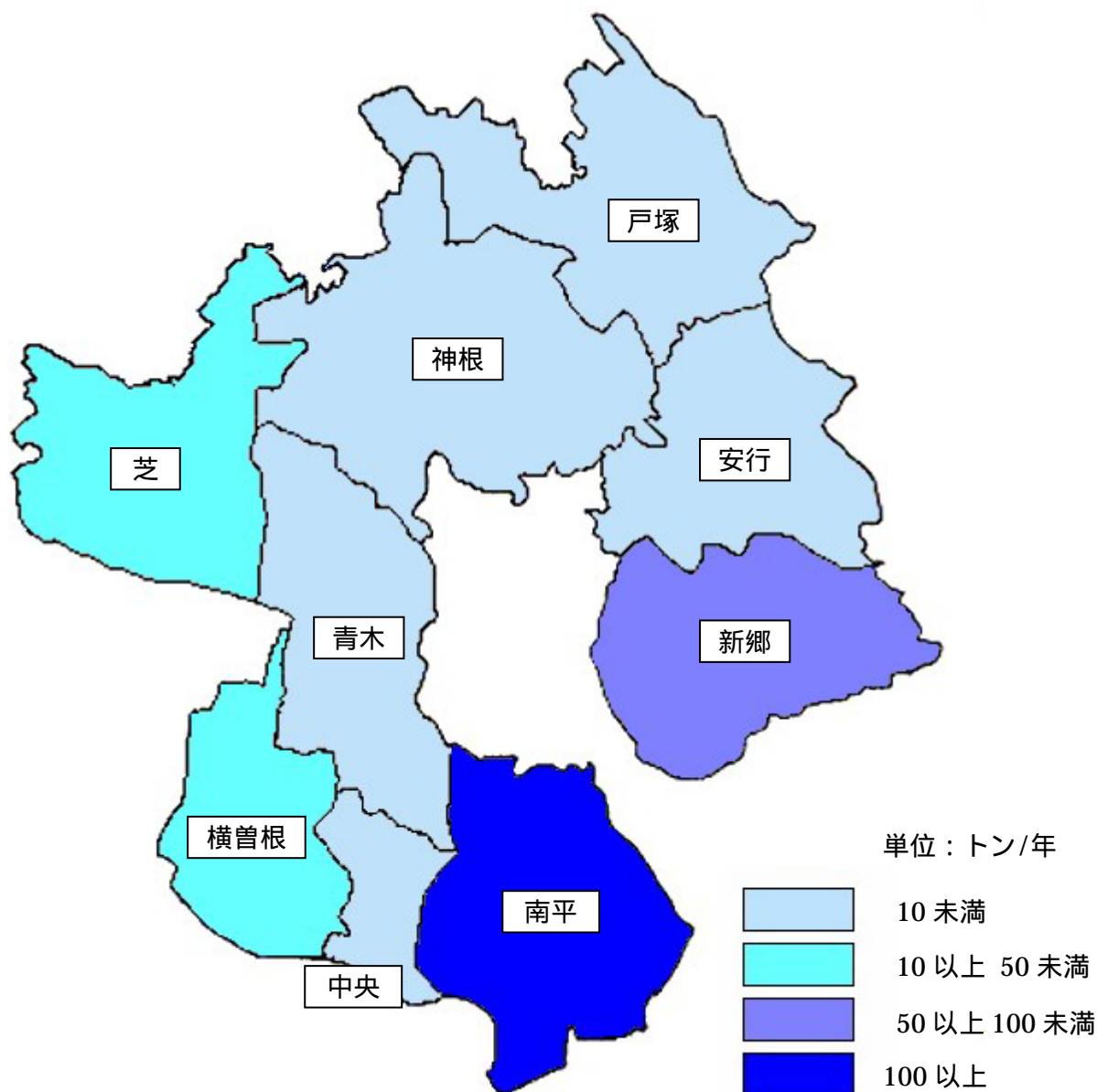
表5 地区別の届出排出量・移動量

(単位：トン/年)

項目 地区	総排出量			総移動量			総排出量・移動量		
	平成17年度	平成18年度	増減	平成17年度	平成18年度	増減	平成17年度	平成18年度	増減
中央	1.8	1.8	0.0	7.4	7.1	- 0.3	9.2	8.8	- 0.4
横曽根	28.4	26.5	- 1.9	54.4	45.7	- 8.7	82.8	72.2	-10.6
青木	7.2	7.1	- 0.1	63.1	52.9	-10.2	70.3	59.9	-10.4
南平	139.7	136.0	- 3.7	528.4	478.1	-50.3	668.1	614.1	-54.0
新郷	63.8	67.1	3.3	26.1	22.9	- 3.2	90.0	90.0	0.0
神根	7.5	0.4	- 7.1	0.0	8.4	8.4	7.5	8.8	1.3
芝	20.4	18.7	- 1.7	161.0	165.3	4.3	181.4	184.0	2.6
安行	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
戸塚	0.3	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.6	0.3

総排出量・移動量及び増減については小数点第1位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しません。

図3 地区別届出排出量



(3) 届出排出量上位5物質

排出量が多かった上位5物質の合計は約250トンで、排出量の97%を占めています。排出量上位5物質のうちトルエンの排出量が最も多く207トンで全体の排出量の80%、次いでキシレンが33トンで13%、次いでトリクロロエチレンが4トンで2%でした。

最も排出量が多いトルエンは、昨年と比較するとほぼ横ばいですが、過去5年間で見ると減少しています。

図4 届出排出量上位5物質

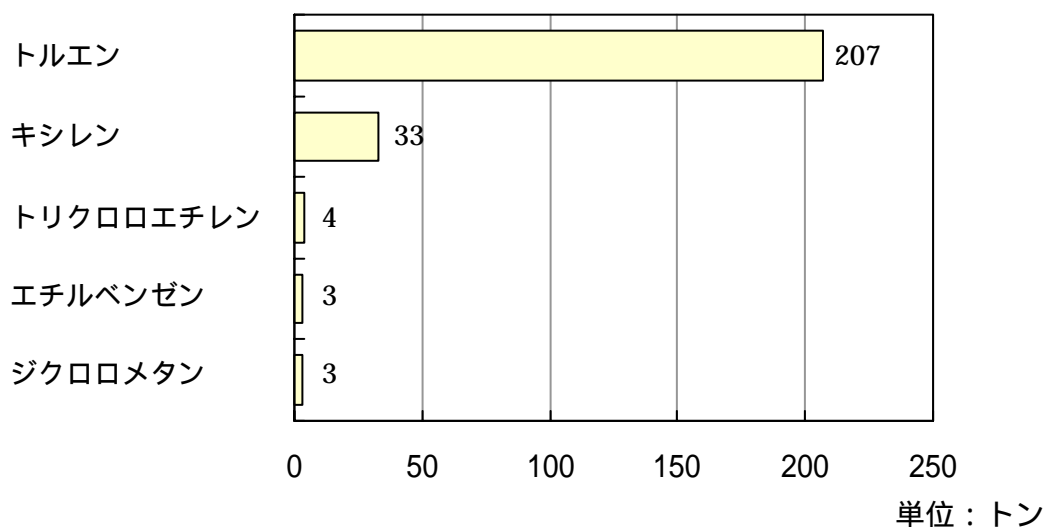
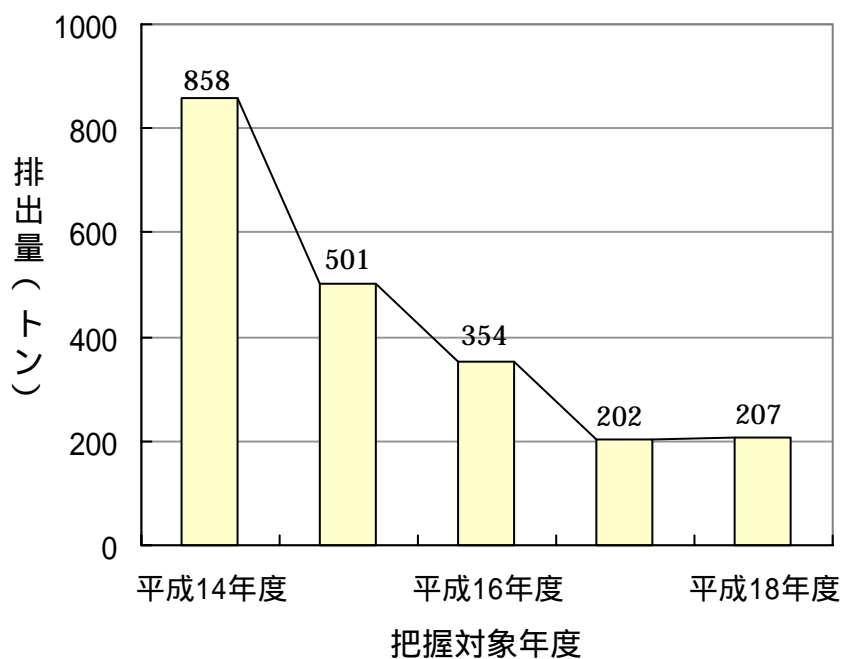


図5 トルエンの届出排出量の推移



(4) 届出排出量の多い化学物質を多く排出する業種

総排出量の多い上位2物質である、トルエン、キシレンを多く排出する業種は以下のとおりです。トルエンは出版・印刷・同関連産業から一番多く排出されトルエン全体の59%を占め、キシレンでは金属製品製造業が一番多く排出しキシレン全体の87%を占めています。トルエン、キシレンは塗料の溶剤として多く使用されています。

表6 届出排出量の多い化学物質を多く排出する業種

(単位：トン/年)

物質 順位	トルエン		キシレン	
	業種	総排出量	業種	総排出量
1	出版・印刷・同関連産業	122.7	金属製品製造業	28.6
2	金属製品製造業	40.0	出版・印刷・同関連産業	2.1
3	化学工業	38.6	化学工業	1.6
4	その他の製造業	3.0	燃料小売業	0.8
5	燃料小売業	1.6	石油卸売業	0.2

3 埼玉県生活環境保全条例に基づく市内の化学物質の取扱量について

(1) 届出取扱量の内訳

取扱量報告の対象となる特定化学物質499物質の合計は34,791トン(前年比46トン、0.1%減)でした。そのうち、化管法に基づく排出量及び移動量の届出対象となっている第1種指定化学物質354物質の取扱量は、28,302トン(前年比300トン、1%減)でした。また、第2種指定化学物質81物質は2トン(前年度と同じ) 県指定の特定化学物質64物質は6,487トン(前年比254トン、4%増)でした。

表7 平成18年度の取扱量の内訳

(単位：トン/年)

項目	物質	特定化学物質			
		合計	第1種	第2種	県指定
取 扱 量		34,791	28,302	2	6,487
		(34,837)	(28,602)	(2)	(6,233)

()内は17年度の数字です。

取扱量は有効数字2桁で表記するため合計は一致しません。

表8 平成18年度の埼玉県の取扱量の内訳

(単位：トン/年)

項目	物質	特定化学物質			
		合計	第1種	第2種	県指定
取 扱 量		740,568	589,586	4,722	146,261
		(765,306)	(608,313)	(4,026)	(152,968)

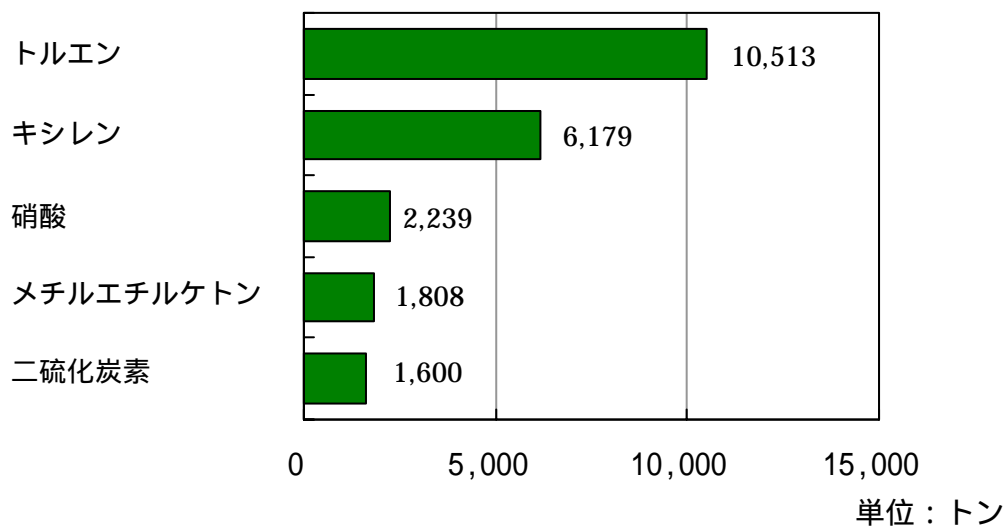
()内は17年度の数字です。

取扱量は有効数字2桁で表記するため合計は一致しません。

(2) 届出取扱量上位5物質

取扱量の多かった上位5物質はトルエンが10,513トンで全体の30%、次いでキシレンが6,179トンで18%、硝酸が2,239トンで6%、メチルエチルケトンが1,808トンで5%、二硫化炭素が1,600トンで5%の順でした。

図6 届出取扱量上位5物質



【参考】化学物質情報を掲載しているホームページ

経済産業省 製造産業局化学物質管理課

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省 環境保健部環境安全課

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

埼玉県 環境部青空再生課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/core.html>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)

<http://www.safe.nite.go.jp>